



# 安全衛生方針

## ・序文

根拠となる法令は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令三十二号）第二十四条の二の規定であって、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針を次の通り定めたので同条の規定に基づき公表する。

“厚生労働省・労働安全衛生マネジメントシステム（「OSHMS」は、Occupational Safety and Health Management System の頭文字です。）に関する指針”の安全衛生方針の表明 第5条に沿って“安全衛生方針”を策定し表明する。

\*定義 1、安衛法・安衛則の事業者に社長は基より安全衛生推進者、職長も含まれる。

2、安全衛生方針の表明は労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる

## 事業場における安全衛生水準の向上を図るために安全衛生に関する基本的考え方

### 一 労働災害の防止を図ること。

わが社は「安全衛生の推進によっての無災害が労使共通の最大の利益」を旨に、労働災害の防止に自らの規模に見合ったヒト・モノ・カネ・時間、知識に継続的な投資をする。

### 二 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。

ヒト:わが社は安全衛生推進者を社内に置き、（中間管理職）職長教育修了者、各作業主任者・各管理責任者等の有資格者の中から（当番担当者制）担当者を設置し組織し安全衛生活動を外部専門家、有資格者、専門業者を交えて問題解決を最善に導く。

モノ:体制の整備に労働安全衛生に係る専門業者からのノウハウを含めた購買を可能にする。

カネ:(一社)労働安全基準協会に加入し、資格・講習取得に係る費用が会員料金で受けられる。

時間:職場懇談会、現場改善措置、教育や情報交換に係る生産的・有益な投資をする。

知識:(一社)労働安全基準協会の会報の回覧、資格取得のすすめ。

### 三 法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。

軟衛協の加工衛生基準書にも労働安全衛生の管理は重なる部分があるため、適宜補完し、組み込む。

### 四 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。

1. 職場懇談会によるPDCAサイクル構造の自律的システムによるチェック機能の実施
2. 管理責任者、職長、各作業主任者による手順化、明文化及び記録化
3. 管理責任者によるリスクアセスメントで危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置
4. 全社的な推進体制はOSHIMSでは経営トップのもとに全社的な取り組みを職長が推進する